

会 議 録

会議の名称	令和6年度 第2回行田市地域包括支援センター運営協議会	
開催日時	令和7年3月13日(木) 【開会：14時00分、閉会：14時50分】	
開催場所	産業文化会館 第2会議室会議室	
出席者(委員)氏名	青木 正 山崎 孝子 松井 毅 新井 孝幸 小暮 福三 高野 和夫 金子真紀子 鴨田 和彦 (敬称略)	
欠席者(委員)氏名	河本 英敏	
傍聴者	2名	
事務局	健康福祉部高齢者福祉課 (吉田課長、春日主幹、小河原主任)	
会議内容	(1) 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行について(報告) (2) 各地域包括支援センターの令和6年度中間事業報告 (3) 星河・荒木・南河原地区担当の地域包括支援センター(名称「地域包括支援センター緑風苑第二」)の事務所移転について (4) 令和7年度地域包括支援センター運営方針(案) (5) 介護予防支援事業等の委託先事業所の承認について	
会議資料	○次第 ○資料1 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行について(報告) ○資料2 地域包括支援センター令和6年度中間事業報告令和6年4月～令和6年12月 ○資料3 星河・荒木・南河原地区担当の地域包括支援センター(名称「地域包括支援センター緑風苑第二」)の事務所移転について ○資料4 令和7年度行田市地域包括支援センター運営方針(案) ○資料5 地域包括支援センターが介護予防支援事業等の一部業務を委託できる居宅介護支援事業所について	
その他必要事項	事務局のほか、地域包括支援センターから職員が計5名出席した。	
会議録の確定	確定年月日	主宰者記名
	令和7年3月28日	青木 正

発言者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
青木会長	<p>○開会【14:00】</p> <p>○会長あいさつ</p> <p>○議事【14:33～】</p>
事務局	<p>(1) 行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の施行について（報告）</p> <p>（意見なし）</p>
事務局	<p>(2) 各地域包括支援センターの令和6年度中間事業報告</p>
山崎委員	<p>4 ページ。一番の括弧 2 のグラフ、統計のグラフ、表ですけれども、「高齢者への状況確認」ということの欄ですが、横にたどっていただきますと、他の包括はかなり数字が少ないけれども、ふぁみいゆはすごく数が多いように考えられるますが、この違いはどのようなことでしょうか。</p>
地域包括支援センターふぁみいゆ	<p>こちらの数字ですが、電話でのモニタリングにおける高齢者の状況確認をここの数字に入れさせていただいていますので、多くなっているかと思えます。</p>
山崎委員	<p>その他の、包括緑風苑は、全体の相談数は多いですが、高齢者の状況確認は、どうして数が少ないんですかね。他の相談はかなり来てるんですよ。介護保険の相談やら何やら。その捉え方がどうなのか。</p>
機能強化型地域包括支援センター緑風苑	<p>ここの計上につきましては、目的を持って訪問をさせていただいている場合についてとしております。通常の場合であれば、こちらでカウントしますが、それ以外の介護のことや、医療の相談、経済的な内容がある相談では、そちらにカウントしますので、こちらの数字が少なくなっていると思われま。</p>
山崎委員	<p>わかりました。それぞれのケースによって違う捉え方ということですね。</p>
事務局	<p>ここの計上の仕方については、市の方で、ある程度の解釈は提示させていただいておりますが、少し、解釈違いもありますので、今後、地域包括支援センターと話し合いをして統一させていただきます。</p>
山崎委員	<p>これだけばらついてしまうと、同じような見方ができないということに</p>

	<p>なりますので、やっぱり電話相談なら電話で、訪問はまた別で、揃えていただけたら、数字が同じようになるかと思う。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
青木会長	<p>2ページの5番の地域ケア会議推進事業の個別ケース会議は、大切なことだと思います。個別のケースに対し、環境や関わり方、ケースを担当している方で検討する。時間や労力は大変だと思いますが、とても大切なことなので、継続し、会議数が増えていけばいいなという感想です。</p> <p>質問ですが、一番の括弧1の地域におけるネットワークの構築で、マップ作りというのがありました。具体的にどのようなものなのかということが一つ目です。</p> <p>二つ目の質問は、7ページの普及啓発の、地域リハビリテーション活動支援事業とご近所型介護予防事業に関して、具体的にどんな事業なのか説明していただければと思います。</p>
事務局	<p>総合相談の括弧1、ネットワーク作りのマップづくりのご質問ですけれども、これは高齢者の見守り体制のネットワーク構築として、年2回の地域支援ネットワーク会議で行っているものです。民生委員さんと、地域包括支援センター相談協力員、包括と市の職員、社協も入りまして、住宅地図を用いて、どこに支援者がいるのか、高齢者世帯はどこか色付けをし、把握する作業になります。それにより、一軒ずつ、支援が必要な高齢者を把握し、色をつけてマップを作成するというものをさせていただきながら、さらに、関係者の皆さんの「顔の見える関係」を構築する会議をしているところです。</p>
青木会長	<p>その色というのは、いわゆる何色かに分けて、すぐに支援が必要な方の色分けですか。</p>
事務局	<p>色分けは、単身世帯が赤、高齢者のみ世帯が緑、気になる世帯が紫というものです。すぐに支援が必要な方は、直接民生委員さんや相談協力員さんからお話を聞き、別途記録をし、包括が介入します。</p>
青木会長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>二つ目のご質問、7ページの介護予防普及啓発事業の「地域リハビリテーション」と「ご近所型介護予防事業」の内容ですが、「地域リハビリテーション」は、市内のリハビリテーション職の皆様のご協力をいただきまし</p>

	<p>て、地域の高齢者団体、いきいきサロンやシニアクラブ、それからご近所型介護予防事業をやっている団体などにリハ職さんが出向いて、介護予防の知識と実践の講習を行っていただくものです。それとともに、体力測定と数か月後の効果測定までやっていただきます。リハ職の派遣事業の形式で、この事業を行っています。</p> <p>ご近所型介護予防事業は、近所で集まって、皆さんで介護予防をしましょうという趣旨の事業で、主な内容は、重りをつけてゆっくり体操する通称「100歳体操」と言われてるものですが、その立ち上げ事業になっています。市からは、重りの配布と、この事業でもリハ職の皆さんに手伝っていただきまして、正しい姿勢と動きの指導をしていただいている事業になります。</p>
青木会長	その実際に、ご近所型介護予防事業の「ご近所」の場所はどういう場所でしょうか。
山崎委員	<p>私、今やってるのでお話しします。市からお誘いがありまして、10月から近所の方、十五、六人、高齢者サロンに参加している方に呼びかけ、毎週1回ですが、始めました。最初、高齢者福祉課、リハ職や地域包括支援センターの指導を4回ほど講習受けました。重りを付けて、本当に単純な動きで、手をあげることから始まり、10カウントで上げて、次は同じカウントで下げる。それから足でも同じで、立って後ろに上げたり、横に上げたり、1時間ぐらいの体操ですが、重りを付けているので、負荷がかかることで筋力がつきます。転倒予防や、歩行速度が早くなります。本当に地道な努力なんですけど、高齢者は筋力を落とさないということで、私も継続したいと思っています。クラブではないですが、継続してやりましょうと、参加の皆さんは、継続的に来ていただけています。飛んだり、跳ねたりはしないので、危なくないです。一緒に座って、立ってやることもありますが、とてもいいと思いますので、私も普及していきたいなと思います。</p> <p>場所は地元の公民館を利用しています。場所の費用は無料ですので、助かっております。</p>
青木会長	ありがとうございます。他にご意見ご質問等ありますか。
山崎委員	戻りますが、2ページの2番の成年後見業務なんですけど、合計は、前年比の相談件数はさほど増えてないですが、継続相談と思われる延べ件数が140で前年より約2倍に増えています。成年後見制度は、認知症の方が利用すると思いますが、認知症の方がどんどん増えている傾向にある

	のかと読み取れますが、どうでしょうか。
事務局	実際に、成年後見制度を活用すべき方は増えてきています。高齢者数が増えていること、それと後期高齢者数の伸びがあります、また、高齢者全体の年齢が上がってきていますので、それとともにやはり認知機能が低下されている方が多い状況です。市でも、今後、認知症高齢者が増えるという予測を立てております。成年後見制度の相談については、各包括でも増えてきているところです。市への相談も増えているのが実情です。
山崎委員	助かります。どこで相談ができるか疑問なところがありますが、地域包括支援センターに繋がれることは、ありがたいと思います。
青木会長	他にご質問やご意見ありますか。 なければ議題2についてはこれで終わらせていただきます。
	(3) 星河・荒木・南河原地区担当の地域包括支援センター（名称「地域包括支援センター緑風苑第二」）の事務所移転について
新井委員	無償で貸すということですか。
事務局	公共施設の使用に関する各種規則の中に免除できる業務がありまして、その免除に適應できますので、使用料免除ということになります。
青木会長	他にご意見ありますか。なければ、議第3についてはこれで終わらせていただきます。
	(4) 令和7年度地域包括支援センター運営方針（案）
高野委員	質問と感想を述べさせていただきます。感想ですが、12 ページ③の地域支援ネットワークの構築の中の100歳体操の件です。地元の例で恐縮ですが、私、棚田町ですが、650世帯がさらに増えて、700世帯となる一番大きな自治会です。そういう中で、新しい世帯が増えていますが、一方で一人住みの老人のケースがあります。今年100歳体操が始まって、とってもいいことだなと思います。木曜日にやっていますが、なかなか知らなかった方の来ている姿をみることができ、何よりも、私達が知らなかった人たちが集ってきているという部分のありがたさです。それを毎週1回でもやってるっていうこと、これから継続していくってことは、素晴らしいことで、ありがたいと思う。一方ではそこに外出できない方がいっ

	<p>ばいいる。なかなか声かけても、次回から参加しない方も多いわけなので、それをこの方針の中に位置づけたってということは、とても素晴らしい案だということで、感謝申し上げたい。</p> <p>質問ですが、13 ページの別紙がつかえました。これも「見える化」ということで非常に良いことだなあとと思います。このような方針を具体化していくことで、共通理解するんだという趣旨もはっきりします。</p> <p>しかしながら、これが絵に描いた餅でなくて、日常的に実践していくか。もう少し、実際にどう活用するかということを説明いただければと思います。</p>
事務局	<p>13 ページの別紙の活用は、これは介護予防ケアマネジメントの分類となっており、簡略化が可能である内容となっています。地域包括支援センターがその利用者さんをアセスメントし、自分で管理できる方については、ケアマネジメントBやケアマネジメントCでよいというものであり、状況に合わせてケアプランを作るというものです。実際の活用で、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務の負担軽減に繋がるものです。具体的な活用結果については、資料2の中間事業報告の統計、5 ページ。ケアプランの件数の一番左にケアマネジメントA、Bとありますが、ここに件数が反映されてきます。</p> <p>具体的に包括がどのプランを作成しているかはここで見える化されるという形になります。</p>
高野委員	ありがとうございます。
青木会長	<p>他にご意見ご質問等ございますか。</p> <p>なければ議題4についてはこれで終わらせていただきます。</p>
事務局	(5) 介護予防支援事業等の委託先事業所の承認について
青木会長	<p>資料5について、居宅支援事業所、こちらに关しまして何かご意見、ありますでしょうか。承認ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それと二つ目。資料5の2に変更するということですね。</p> <p>手続き、承認方法の変更に関して、皆様方から何かご意見等ありますでしょうか。</p>
新井委員	<p>今までは、運営協議会は半年に1回じゃないですか。その間に申請されたものは、運営協議会を経てじゃないと、許可しなかったことですよ。</p>

	その間、3ヶ月なり4ヶ月は認められずにいたってということですか。
事務局	その通りでございます。ただし、事情があり急ぎの場合で、居宅介護支援事業所が、介護予防支援を受け持った方がいい状況については、市の職員が持ち回りで委員さんのところに出向き、書面で承認を受けていたことがあります。最近では、急ぎのケースがなかったために運営協議会の開催タイミングで承認をしていただいています。
新井委員	そうですね。そういえば、そのようなことがありました。よりスピーディになりますね。
青木会長	そうだと思います。こちらに関しましても、承認ということでよろしいでしょうか。
各委員	はい。
青木会長	他にご意見ありますか。なければこの議題についてはこれで終わらせていただきます。以上で本日の運営協議会の議題は全て終了しました。皆様のご協力により議事がスムーズに進行できたことを心からお礼申し上げます、議長職を解かせていただきます。ありがとうございました。
	閉会【14:50】